

町外一般廃棄物の運搬、処分等に関する要綱

(趣旨)

第1条 一般廃棄物を管外処理委託する場合の処理責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の定めで、排出元の市町村も問われることになっている。

このため、他自治体から本町に搬入される一般廃棄物について、国の定める委託基準を遵守し、住民の不安を解消するための必要な事項を定める。

(一般廃棄物搬入の制限)

第2条 町の行政区域外から、本町の管理型最終処分場に搬入される一般廃棄物の種類は、設置者のグリーンフィル小坂(株)が、秋田県知事の許可(平成18年9月26日付指令館福環-2680)を受けた、焼却残灰、不燃物残さ及び石綿含有物に限るものとする。

(一般廃棄物に関する協議)

第3条 町の行政区域外から、前条に定められた一般廃棄物を搬入しようとする自治体等は、法施行令第4条9号イの規定により、本町へ通知する前に、あらかじめ町長と協議しなければならない。

2 前項に基づき事前協議を行う自治体等は、次に掲げる事項が記載された事前協議書(任意の様式)を提出するものとする。

- (1) 自治体等の名称及び長の氏名
- (2) 廃棄物の種類(焼却灰等)及び数量(年間推定量)
- (3) 排出元での処理が困難な理由
- (4) 廃棄物の発生場所(清掃工場、保管場所等)
- (5) 廃棄物の運搬委託事業者名及び所在地
- (6) 廃棄物の運搬経路等(陸路、鉄路等による運搬方法)
- (7) 搬入物質の分析結果(別紙により許容限度と対比した数値)
- (8) 町長が別に指定する焼却灰等が所在する施設からの搬入にあつては、施設毎に焼却灰等に係る直近3ヶ月間の放射性セシウム濃度の分析結果(別紙)
- (9) 緊急時における連絡体制(別紙)
- (10) その他町長が必要とする書類

3 鹿角広域行政組合の一般廃棄物搬入については、前項の適用除外とする。

4 一般廃棄物を搬入しようとする自治体等は、生活環境保全のため定期的に搬入物質の分析を行い、安全性を確認しなければならない。

5 町長は、生活環境を保全するため、前条に定められた廃棄物を処理し、または、処分しようとする事業者に対し、搬入物質の分析値及び当該事業者が排出する事業場排水の水質の分析値、その他の情報の提出を求めることができる。

6 町長は、住民や関係機関等から、搬入物質の分析値及び事業場排水の水質に関する情報の公表を求められた場合、必要に応じ公表することができる。

(合意書)

第4条 町長は、前条の協議が成立したときは、一般廃棄物受け入れ合意書(以下「合意書」という。)を、排出元の自治体等に交付することができる。

2 合意書の有効期限は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間内で定めるものとする。

3 次年度以降においては、当該年度の合意内容との変更の有無にかかわらず、同条第2項の規定に基づき合意書を取り交わすものとする。

4 合意書の様式は、別紙「様式第1号」とする。
(変更協議等)

第5条 前条第1項により合意を得た自治体等は、第3条第2項第2号に規定する事項を変更するときは、変更協議書を提出し、改めて協議しなければならない。

2 変更協議書の様式は、別紙「様式第2号」とする。

3 前項の変更協議に係る一般廃棄物の処理量が、合意した量の1割以下、または、10t以下の場合はこの限りでないものとする。

(合意書の変更)

第6条 町長は、前条第1項の協議が成立したときは、変更合意書を交付することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかその他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

「町外一般廃棄物の運搬、処分等に関する要綱」第3条第2項第8号に規定する町長が別に指定する焼却灰等として、下記の焼却灰等を指定します。

記

○ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第28条二号に定めるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

1. 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたもの（ばいじんを除く。）

2. 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたばいじん

○ 当面の間、1. 2. の対象外であっても1. 2. に掲げる都県に所在する一般廃棄物処理施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のうち、直近で放射性セシウム400Bq/kgを超えたもの